

令和7年12月9日提出

一宮市議会定例会議案

單 行

(追 加)

控訴の提起について

次のとおり控訴の提起をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月9日提出

一宮市長 中野正康

1 控訴事件の内容

(1) 事件の当事者

ア 控訴人 一宮市本町2丁目5番6号
一宮市(第一審の被告(以下「被告」という。))

イ 被控訴人 法人(第一審の原告(以下「原告」という。))

(2) 事件名

名古屋高等裁判所 令和7年()第 号「損害賠償請求控訴事件」

2 第一审の内容

(1) 第一审の訴えの内容

運転者(個人)が、荷物の配達のため原告所有の車両で、一宮市今伊勢町馬寄字福塚前22番1を走行していたところ、進行方向にあった水路に転落し、当該車両が損傷したことにより、原告が当該車両の損害に係る損害賠償を請求したもの

(2) 第一审判決(以下「原判決」という。)の内容

ア 被告は、原告に対し、43万7638円及びこれに対する令和6年1月5日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

イ 原告のその余の請求を棄却する。

ウ 訴訟費用はこれを3分し、その2を原告の、その余を被告の負担とする。

エ この判決は、アに限り、仮に執行することができる。

3 控訴の趣旨

(1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。

(2) 被控訴人の請求を棄却する。

(3) 訴訟費用は、第一審、第二審とも、被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

4 控訴の理由

原判決は、水路で起った今回の事故について、一宮市の水路の管理に瑕疵があるとしているが、当該水路は、その両側が私有地に接しており、このような判決を確定させれば、水路管理の現場に大きな影響を与えかねないため